

機密保持に関する覚書

ネクサスインターコム有限公司（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）とは、翻訳、編集、製作、請負等の作業（以下「翻訳等」という）
の機密保持に関し以下のとおり覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、乙が甲に依頼する翻訳等およびその内容が、乙の会社機密に属するものであり、甲はその保持義務を有することを確認する。

第2条（機密保持）

甲は乙から翻訳等を依頼された原稿、資料等または甲が翻訳、作成および編集した原稿、資料、図面、校正刷り、複写物および印刷物等は全て機密扱いとし、甲はその機密保持に万全を期すものとする。

第3条（二次著作権）

翻訳等により生じた二次著作権は、乙に属することを確認する。

第4条（損害賠償）

- 次の各号に該当するときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。
 - 乙の書面による承諾なくして、甲が乙の機密を開示したとき。
 - 甲の故意または過失により、機密保持義務に違反して乙が損害を受けたとき。
- 損害賠償の範囲は、甲の行為により通常生ずべき損害および特別の事情により生じた損害であっても甲が予見できた損害に及ぶ。

第5条（本覚書の期間）

本覚書の有効期間は、平成18年12月25日より1年とする。ただし、甲または乙から期間満了1ヶ月前までに、書面による終了の申出がないときは、この覚書と同一の条件を持ってさらに1年更新される。その後の更新についても同様とする。

なお、甲または乙は、相手方に対し1ヶ月前に書面で通知することにより、この覚書を解約することができる。

第6条（覚書終了後の機密保持義務）

甲は、本覚書終了後といえども、第1条に定める義務は終了せず、甲は機密保持義務を負う。

第7条（信義誠実義務）

この覚書に記載のない事項および解釈に疑義のある事項に関しては、甲および乙は信義に従い誠実に協議し解決する。

本覚書成立の証として、この覚書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を所持する。

平成18年12月25日

甲：102-0071

東京都千代田区富士見1-5-15
ネクサスインターコム株式会社
代表取締役 村松 健吉

乙：